

生駒市規則第 26 号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 10 月 1 日

生駒市長 山下 真

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和 62 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第 3 項第 2 号中「母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条に規定する配偶者のない者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項の配偶者のない女子」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。